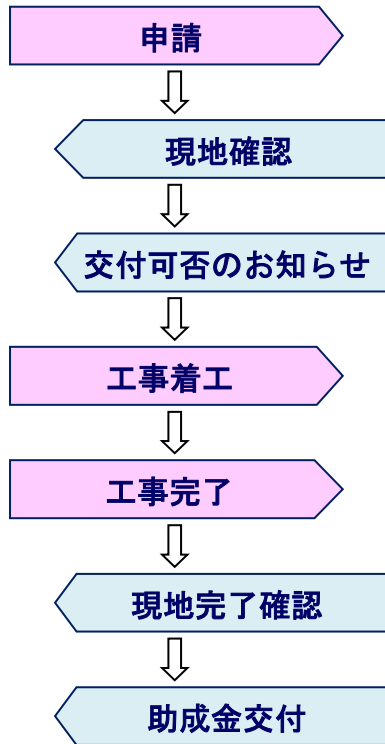


## 手続きについて



- ※必ず 工事着手前に申請手続きを行ってください。**
- 事業を計画されている場合はお気軽にご相談下さい。  
申請用紙等 関係書類をお送りします。
- 工事着工2週間前ぐらいまでに、関係書類を添付して申請してください。
- 外部から施工場所が確認できる場合は、立会は不要です。
- 予算の範囲内で交付決定額を通知しますので、その後 工事に着手してください。
- ※申請時と工事内容が変わる場合は、必ず事前に連絡してください。  
(連絡がない場合は、助成対象外となる場合があります)
- 工事完了後 必要書類を添付して提出してください。
- 外部から施工場所が確認できる場合は、立会は不要です。
- 指定の口座に助成金を振り込みます。

## よくあるご質問

### 【生垣工事】

Q：自分で樹木を購入して生垣を作りたいのですが、助成の対象となりますか？

A：助成条件を満たしていれば対象となります。（生垣支柱を含む）

Q：コニファー類（ゴールドクレストなど）で生垣を作りたいのですが助成の対象となりますか？

A：助成条件を満たしていれば助成対象となります。（生垣支柱を含む）

ただし、コニファー類の中には、生垣には不向きな種類もあります。計画にあたってはご相談下さい。

### 【植栽工事】

Q：家の庭に樹木を植えますが、塀があるため樹木が外から見えません。どうすれば対象となりますか？

A：塀などがあっても、上木で高さ1m80cm以上が、中木で高さ80cm以上が外から見えれば問題ありません。

### 【下記工事は助成対象外です】

- ・国、地方公共団体その他のこれに準ずる団体の行う工事。
- ・他の制度で緑化関連助成を受ける工事。
- ・転売を目的とした工事。
- ・兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」により必要とされる工事。
- ・同一の箇所において5年以内の助成。

この制度による助成金の交付を受けた方、あるいは管理組合は、事業により植栽した植物を健全に育成し、適正な管理を行ってください。

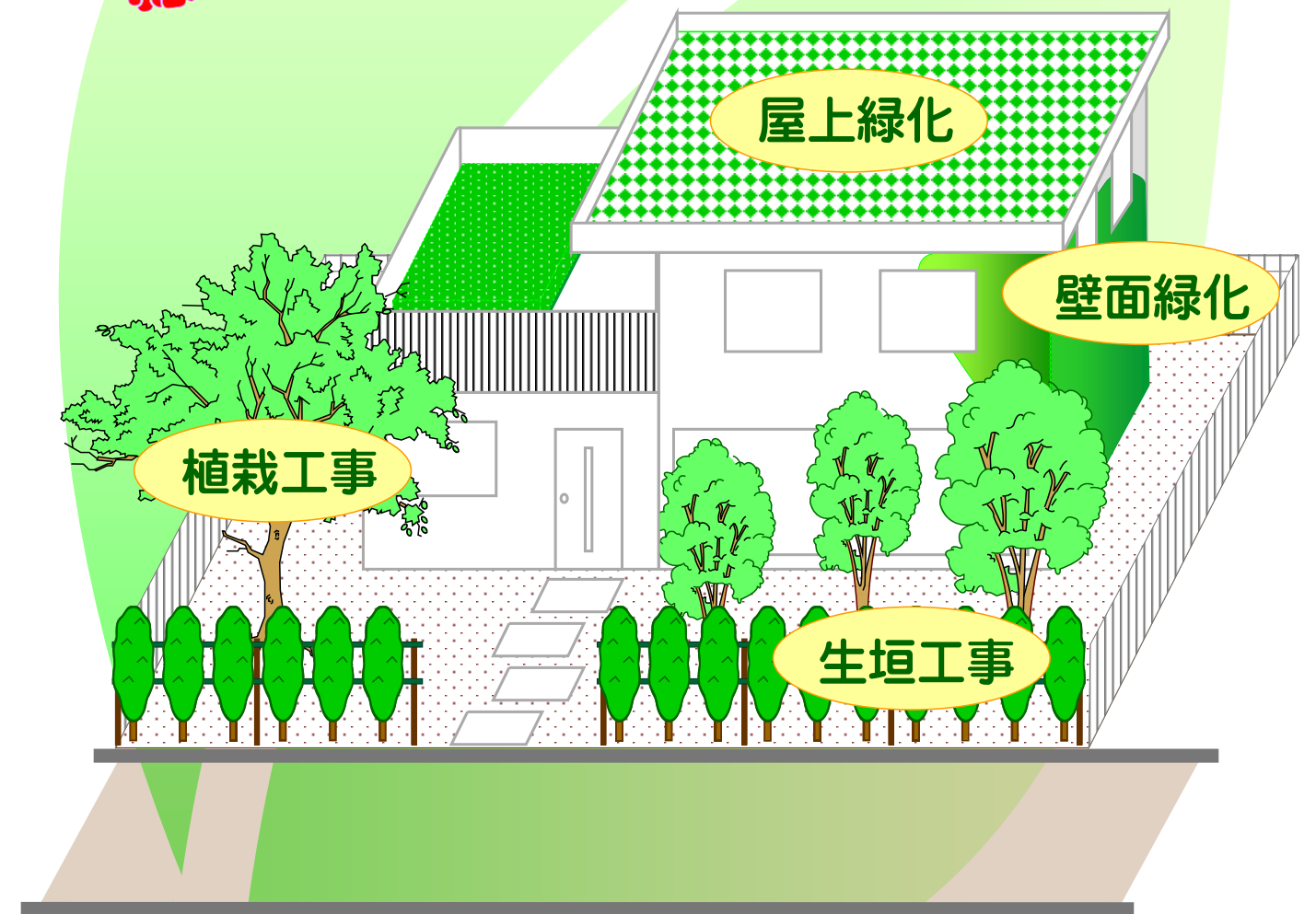
## 注意事項など

【問合せ先】 西宮市 環境局 環境緑化部 花と緑グループ  
〒662-8567 西宮市六湛寺町10-3  
TEL (0798) 35-3682

平成23年4月1日

# 生垣・壁面等 住まいの緑化助成制度

うるおいのある  
緑ゆたかなまちづくり



西宮市

# 西宮市では住宅敷地内のさまざまな『緑化』に対して、助成を行っています。

## 生垣工事助成

### 【助成の対象】

- ・住宅専用敷地内で、道路（一般通行の用に供されている私道含む）沿いの外部から眺望できる場所に**生垣を設置する場合**（隣地境界部分は、助成対象とはなりません）。
- ・一般通行が認められる公共施設の土地に接した場所に生垣を設置する場合。

### 【助成の条件】

つぎの条件をすべて満たすこと。

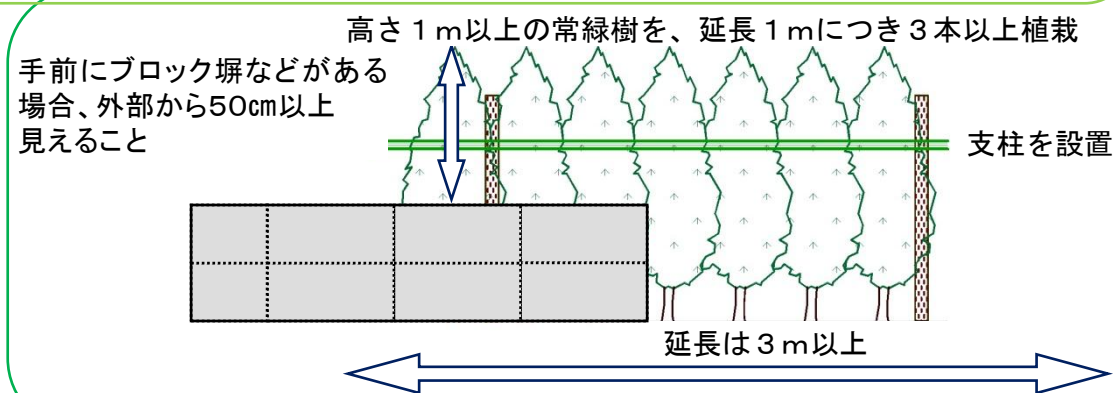
- ・延長3m以上。
- ・高さ1m以上の常緑樹を延長1mにつき3本以上を植栽し、支柱を設置。
- ・樹木が外部から高さ50cm以上見える。

### 【助成金額】

- ・対象経費（材料、施工費）の2分の1。（限度額 5万円）

生垣に適した樹種（一例）

アラカシ・ウバメガシ・カナメモチ・キンモクセイ・サザンカ・トキワマンサク・ヒイラギモクセイ・プリペット・マキ・マサキ・常緑樹の混ぜ垣など



## 植栽工事助成

### 【助成の対象】

- ・住宅専用敷地内で、道路（一般通行の用に供されている私道含む）、一般通行が認められる公共施設の土地から眺望できる場所に**樹木を植栽する場合**。

### 【助成の条件】

- ・新規に上木、中木を合わせて3本以上植栽すること。
- 上木とは、地面から高さ3.5m以上の樹木  
 中木とは、地面から高さ1.5m以上の樹木  
 特殊樹木（竹、シュロなど）、下木、地被類は対象外

### 【助成金額】

- ・対象経費（材料、施工費）の2分の1。（限度額 3万円）



※イメージ写真

まちなかの『緑』には、美観形成などの景観上の効果、安らぎ感をもたらす癒し効果のほかに、ヒートアイランド現象の緩和、空気浄化、防火・防熱、生物多様化など 様々な効果があります。西宮を緑ゆたかな‘うるおい・かいてき’のまちとするため、身近な緑を増やしませんか。

## 壁面緑化助成

### 【助成の対象】

- ・ツタ類で住宅専用敷地内のネットフェンス、塀、あるいは建築物や石積・擁壁構造物の**壁面を連続して緑化**するもの。

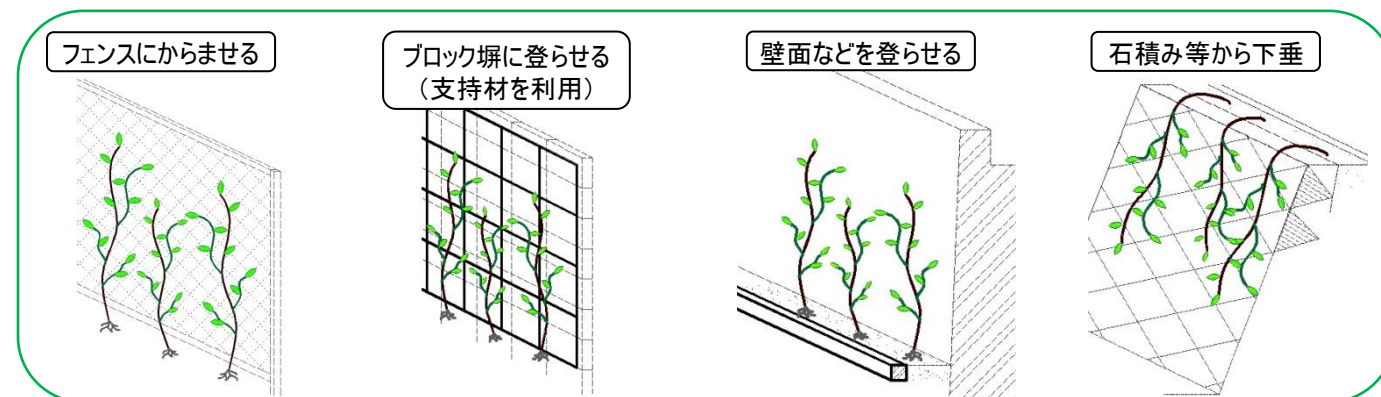
### 【助成の条件】

つぎの条件をすべて満たすこと。

- ・恒久的な緑化施設である（プランターなどによる一時的で、移設が容易な緑化は対象となりません）。
- ・植栽する植物は、継続して屋外で生育する木本性・多年生ツタ類で、1m当たり3株以上を植栽。
- ・道路（一般通行の用に供されている私道含む）沿いの外部から眺望できる場所に植栽すること。

### 【助成金額】

- ・助成金額：対象経費（材料費、施工費）の2分の1。（限度額 10万円）  
 ※ 必要最小限の植物支持材（網状のネット等）は助成対象となりますが、フェンス、ブロック塀、擁壁、石積み等設置費用は対象となりません。



## 屋上緑化助成

### 【助成の対象】

- ・植栽に必要な土の厚みを持ち、雨水がかかる**建築物上を緑化**するもの。

### 【助成の条件】

- ・恒久的な緑化施設であること。（プランターなどによる、一時的で移設が容易な緑化は対象となりません）。

### 【助成金額】

- ・対象経費（材料費、施工費）の2分の1。（限度額 10万円）  
 ※ 植物材料、軽量客土、防水・防根シート、植付費用等は助成対象となりますが、上屋スラブ設置費用は対象となりません。

